

No. 6

フィリピン共和国 工業所有権近代化プロジェクト 事前調査団報告書

平成9(1997)年12月

JICA LIBRARY



J 1144386 [8]

国際協力事業団

鉦開協
J R
97-31

フィリピン共和国工業所有権近代化プロジェクト事前調査団報告書

平成9(1997)年12月

JICA
18
0
円
LIBRARY
本部



1144386 (8)

フィリピン共和国
工業所有権近代化プロジェクト
事前調査団報告書

平成9(1997)年12月

国際協力事業団

序 文

フィリピン共和国のラモス政権は工業化による経済開発をその重点施策としており、外国からの投資輸出促進にも力を注いでおり、そのための基盤として、フィリピン共和国における特許、商標権の権利保護体制、技術者、研究者等が広く、簡単に工業所有権にアクセスできる環境等の整備が必要となっている。加えて、フィリピン共和国はASEAN共同特許庁構想において中心的な役割を担っていることから、他ASEAN諸国に増して、上記の工業所有権に係る自国の体制及び環境の整備は急務といえる。

しかしながら、フィリピン共和国における特許、実用新案、意匠、商標を含め、知的財産権行政全般を所管している貿易工業省特許商標技術移転局(BPTTT)は、出願書類を現在、紙でかつ人力のみにより処理しているために、フィリピン共和国における外国企業からの工業所有権の権利化に相当な時間がかかっていたり、また、外部への情報提供等も非効率的なものとなっている。

以上のことから、BPTTTにおける行政手続き及び公共への工業所有権サービスの効率化のためのコンピュータシステムの構築は急務となっている。

そこで、BPTTTの事務及び審査効率化、工業所有権に関する情報の提供のために必要なコンピュータ化されたシステムを構築することにより、BPTTTの近代化を図ることを目的として、1997年9月我が国に対してプロジェクト方式技術協力を要請してきた。

これに対し、日本政府は国際協力事業団(JICA)を通じて1997年12月4日から12月13日まで事前調査団を派遣し、より具体的で実施可能性の高いプロジェクトの枠組み作りを行うためフィリピン側と詳細な協議を行い、確認・合意できた事項について議事録に取りまとめ、署名交換を行った。

本報告書は、同調査団の調査結果を取りまとめたものである。

ここに、本調査団の派遣に関しご協力いただいた、日本・フィリピン両国の関係各位に対し、深甚なる謝意を表わすとともに、あわせて今後のご支援をお願いする次第である。

1997年12月

国際協力事業団
理事 安本皓信



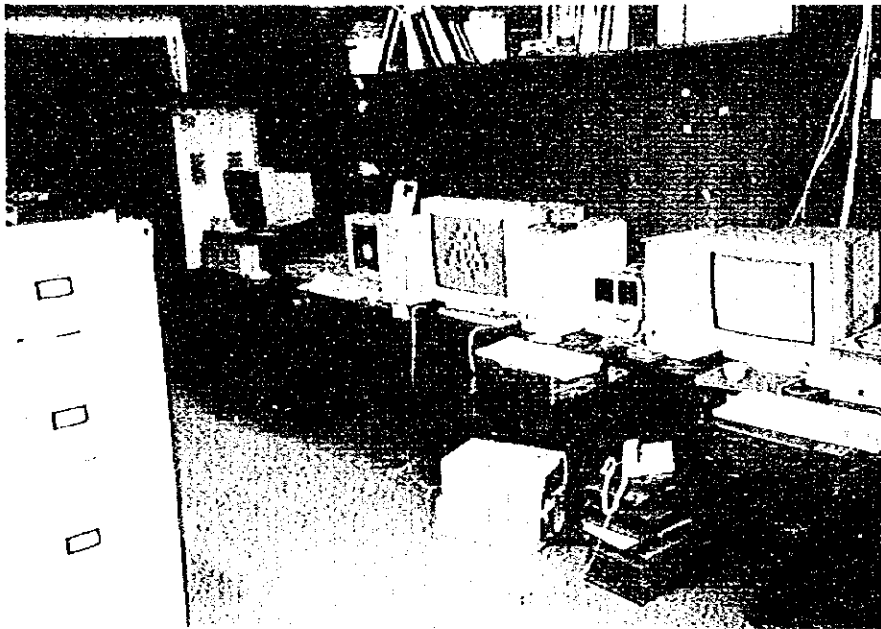
Application, Issuance and Publication Division



協議議事録 (M/D) 署名後の集合写真

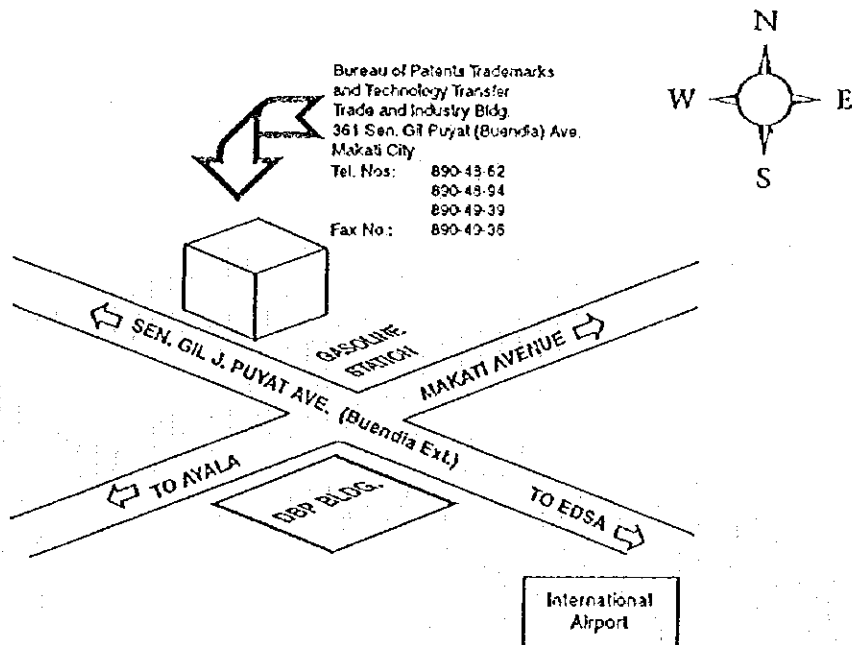
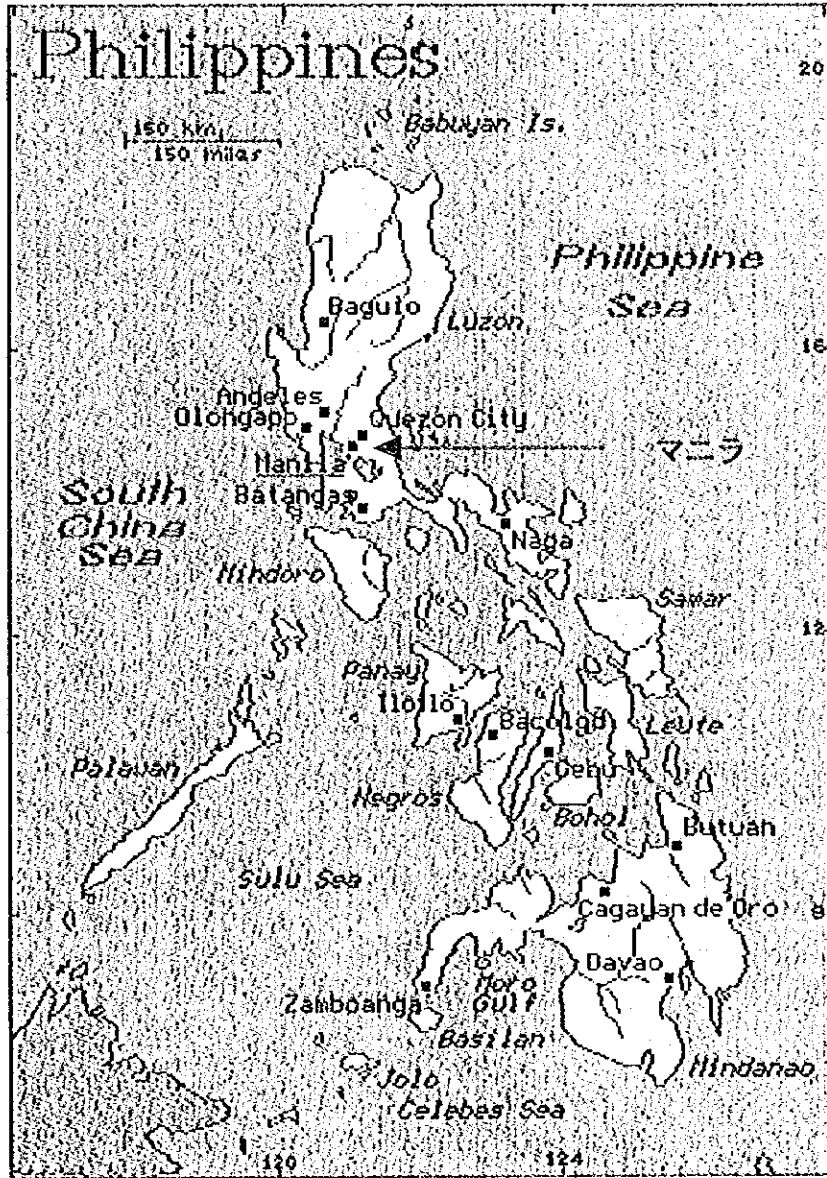


手作業による審査のため滞っている願書



Patent/Trademark and EDP Divisionのマシン室

プロジェクトサイト位置図



目 次

序文
写真
地図

1. 概要	1
1-1 要請の背景	1
1-2 調査団派遣の目的と主な調査事項	1
1-3 調査団の構成	2
1-4 調査日程	2
1-5 主要面談者	3
2. 調査結果	5
2-1 総括表	5
2-2 実施機関の概要及び知的所有権庁への改編	16
2-3 プロジェクト基本計画	21
2-4 データベース及びシステム構成	24
参考資料	27
3. 総合所見	37
付属資料	
1. 協議議事録 (M/D)	45
2. BP/TTT 1996年年報	79

1. 概要

1-1 要請の背景

ラモス政権は工業化による経済開発をその重点施策としており、外国からの投資輸出促進にも力を注いでおり、そのための基盤として、フィリピン共和国における特許、商標権の権利保護体制、技術者、研究者等が広く、簡単に工業所有権にアクセスできる環境等の整備が必要となっている。加えて、フィリピン共和国はASEAN共同特許庁構想において中心的な役割を担っていることから、他ASEAN諸国に増して、上記の工業所有権に係る自国の体制及び環境の整備は急務といえる。

しかしながら、フィリピン共和国における特許、実用新案、意匠、商標を含め、知的財産権行政全般を所管している貿易工業省特許商標技術移転局(BPTTT)は、出願書類を現在、紙でかつ人力のみにより処理しているために、フィリピン共和国における外国企業からの工業所有権の権利化に相当な時間がかかっていたり、また、外部への情報提供等も非効率的なものとなっている。

以上のことから、BPTTTにおける行政手続き及び公共への工業所有権サービスの効率化のためのコンピュータシステムの構築は急務となっている。

そこで、BPTTTの事務及び審査効率化、工業所有権に関する情報の提供のために必要なコンピュータ化されたシステムを構築することによりBPTTTの近代化を図ることを目的として、1997年9月我が国に対してプロジェクト方式技術協力を要請してきた。

なお、我が国はBPTTTにJICAを通じ、個別派遣専門家を派遣し、商標における文字検索、管理のための基本的な自動化システムを構築に協力している。

1-2 調査団派遣の目的と主な調査事項

本事前調査においては、フィリピン側より要請のあった『フィリピン共和国工業所有権近代化プロジェクト(仮称)』について、フィリピン側と詳細な協議を行い、日本側の予算事情等も考慮し、フィリピン側の取り組むべき最重要課題の早期解決のため、より具体的でかつ実施可能性の高いプロジェクトの枠組みを作ることを目的とする。主な調査事項は以下のとおり。

(1) 要請内容の確認及び絞り込み

・協力内容の確認

(工業所有権権利付与の効率化のため、最も重要な技術移転項目への絞り込み)

・技術移転対象者(ターゲットグループ)の特定

・専門家派遣、供与機材、カウンターパート(C/P)研修に関する要請の検討、他

(必要最低限な投入への絞り込み)

(2) プロジェクトの背景・実施体制の調査

- ・ニーズの確認、問題分析
- ・フィリピン共和国の国家政策、経済の動向と整合性の確認
- ・協力期間終了後の自立発展の見通しの調査、他

(3) 具体的協力形態・内容の検討

(4) 日本におけるODAを取り巻く最近の情勢及び予算状況の説明

(5) PCM手法によるプロジェクトの運営管理及び評価手法の説明

1-3 調査団の構成

氏名	担当業務	所属先
宇佐美 毅	団長・総括	国際協力事業団 専門技術嘱託
鈴木 利雄	技術協力計画	通商産業省特許庁審査第一部出願課 課長
山崎 亨	情報システム	通商産業省特許庁総務部電子計算機業務課 係長
星野 和男	機材・研修計画	通商産業省特許庁総務部国際課 係長
中本 明男	協力企画	国際協力事業団鉱工業開発協力部鉱工業開発協力第一課

1-4 調査日程

日順	月/日	調査内容
0	12/3 (水)	(団長及び協力企画) 移動(成田-マニラ) JL741 (09:45 - 13:25) (午後) JICAフィリピン事務所打合せ
1	12/4 (木)	(団長及び協力企画) (他団員) 金型技術向上プロジェクト視察 移動(成田-マニラ) JL741 (09:45 - 13:25) (午後) JICAフィリピン事務所打合せ
2	12/5 (金)	(午前) 在フィリピン日本国大使館表敬、 (午後) NEDA表敬 貿易工業省(DIT)次官補表敬、 BPTTT内現状視察
3	12/6 (土)	団内打合せ
4	12/7 (日)	資料整理
5	12/8 (月)	(午前) BPTTT局長表敬 (午後) BPTTTとの協議
6	12/9 (火)	(午前) フィリピンソフトウェア開発研修所視察 (午後) BPTTTとの協議
7	12/10 (水)	(終日) BPTTTとの協議
8	12/11 (木)	(午前) DIT次官表敬 (午後) BPTTTとの協議 (MD案について協議)
9	12/12 (金)	(午前) MD署名 (午後) JICAフィリピン事務所・日本国大使館報告
10	12/13 (土)	帰国(マニラ-成田) JL742 (14:45 - 19:40)

1-5 主要面談者

<フィリピン側>

(1) DTI (Department of Trade and Industry)

Jose O. Juliano	Undersecretary
Zenaida Cuison-Maglaya	Assistant Secretary

(2) BPTTT (Bureau of Patent, Trademarks and Technology Transfer)

Emma C. Francisco	Director
Ronol M. Dela Cruz	Assistant Director
Jose Cesar M. Sandiego	Assistant Director
Honorie B. De Vera	Division Chief, Patent & Trademark Registry and EDP Bureau
Corazon Marqueses	Supervising Patent/Trademark Executive Examiner, Application, Issuance and Publication Division
Virginia Aumentado	Senior Patent Principal Executive Examiner, Information, Documentation and Research Division
Restituto E. Maligaya Jr.	Information System Analyst II, Patent & Trademark Registry and EDP Division
Leonides T. Gavin	Computer Operator II, Patent & Trademark Registry and EDP Division

(3) NEDA (National Economic and Development Authority)

Ms. Marlene L. Tablante	Trade, Industry & Utilities Staff
Ms. Puj Pujalte	Project Monitoring Staff
Mr. Lawrence Nelson C. Guevara	Public Investment Staff
Ms. Cristina M. Santiago	Project Investment Staff

<日本側>

(1) 在フィリピン日本国大使館

篠田 邦彦	二等書記官
-------	-------

(2) JICAフィリピン事務所

後藤 洋	所長
黒柳 俊之	次長
中澤 哉	所員

(3) 個別専門家(BPTTT)

伊藤 國久	商標事務処理システム
高木 宏雄	商標管理システム

(4) フィリピンソフトウェア開発研修所

壺川 秋廣	チーフアドバイザー
田坂 厚	業務調整
中垣 勝	カリキュラム設計開発
林 浩典	コンピュータネットワーク
新垣 友賢	オープンシステム

2. 調査結果

2-1 総括表

調査・協議項目	比例要請内容、現状、疑問点等	対処方針	調査・協議結果
1. 工業所有権の状況			
(1) 概要	<p>ア フィリピンはWIPO設立条約、パリ条約、ブダペスト条約、ベルネ条約、WTO/TRIPS協定に加盟している。PCT (特許協力条約) へは加盟していない。</p> <p>イ 法律面では、1947年に施行された特許法 (商標法は1957年に施行) 以来の先発明主義を変更し、先願主義を採用した「新知的所有権法」が1997年6月に採択された。新法は特許、実用新案、意匠、商標を包括的に規程するもので、施行は1998年1月である。</p> <p>ウ なお、「新知的所有権法」においては、先願主義の採用の他、特許存続期間を出願日から20年とし、あらたに出願公開制度を採用している。また、実用新案、意匠は無審査登録へ移行された。</p>	<p>左記について、現状を確認すると共に、最新の統計資料等を入手する。</p>	<p>左記のとおり比例より確認した。</p> <p>また、「知的所有権法」、「フィリピン工業所有権年報」ほか各種情報、統計を入手した。</p> <p>・出願件数の伸び 特許出願件数の伸び： 12% (1995年—1996年) 商標出願件数の伸び： 20% (1995年—1996年)</p> <p>・審査処理期間 特許処理係属期間： 3年10ヶ月 商標処理係属期間： 2年2ヶ月</p>
(2) 課題	<p>ア 出願件数が近年急速に伸びている一方、事務処理や審査が遅延しており、審査の品質も問題となっている。</p> <p>イ 産業界及び国民一般における知的財産に対する認識が不足している。また、模造品等を取り締まる権利行使手続き (エンフォースメント) が不十分である。</p> <p>ウ ASEAN共同特許庁設立に向け、フィリピンに限らず、ASEAN各国は、自国の工業所有権保護・管理体制の整備が望まれている。中でも、フィリピンは共同特許庁設立の中心的役割を果たしており、他国に増して右整備が急務となっている。</p>	<p>左記の様な課題の解決に向けての比国における施策を聴取する。</p>	<p>1 「フィリピン2000」行動計画に従い、工業所有権政策の普及・啓蒙を通じた「国際競争力の強化」を強力に推進している。</p> <p>2 ASEAN共同特許庁構想に向けて、ASEANの場において強力なリーダーシップを発揮し、近隣国の中心たる位置を確保することを目指している。</p>

調査・協議項目	比側要請内容、現状、疑問点等	対処方針	調査・協議結果
2. プロジェクト 上名称	要請書には以下の通り記載されている。 (和) 工業所有権近代化 (英) Modernization of Industrial Property Administration	本プロジェクト外の協力内容に適した名称を比側と協議し、結果をM/Dに記載する。 また、正式名称については実施協議調査閉派達までには決定したい旨、比側に伝えると共に、M/Dに記載する。	比側との協議結果を、M/Dに記載した。 (和)工業所有権近代化 (英)Modernization of Industrial Property Administration 左記の通り、比側に伝えると共にM/Dに記載した。
3. 関係機関			
(1) 援助受入れ窓口	国家経済開発庁 (NEDA - National Economic Development Authority)	NEDAの意向を確認する	本プロジェクト実施に際し、最大限支援をしたい意向を確認した。
(2) 所管官庁	貿易工業省 (DTI - Department of Trade and Industry)	プロジェクトへの期待及びプロジェクトの位置付けを確認する。	本プロジェクトへの期待の大きさを確認した。 また、大統領選挙により本プロジェクト実施に対する影響はありえない旨、担当次官補より発言がされた。
(3) 実施機関	特許商標技術移転局 (BPTTT - Bureau of Patents, Trademarks and Technology Transfer) (詳細については6. 参照)		
4. プロジェクト 上責任者			
(1) 総括責任者 (Project Director)	6. に記載の通り、BPTTTが知的所有権庁(IPO)に組織改編されるに伴い、その長(Director General)が次官級に遇される見込みのところ、右を踏まえ、以下の案が比側により打診されている。	比側案にて支障なしと判断されるところ、左記情報及びその配置計画を確認の上、組織改編後は比側案の通りとする旨をM/Dに記載する。	左記の情報を確認した。但し、改編後(98年1月)から新大統領による正式な指名がされるまでは暫定的な配置となりえることを確認した。
(2) 実施責任者 (Project Manager)	(1) 総括責任者 IPO長官 (2) 実施責任者 The Management Information System and EDP Bureau 局長	但し、改編前は当面、以下とすることを提案し、併せてM/Dに記載する。 (1) 総括責任者 DTI次官補 (2) 実施責任者 BPTTT局長	左記対処方針の通り、M/Dに記載した。

調査・協議項目	比側要請内容、現状、疑問点等	対処方針	調査・協議結果
5. プロジェクト 上要請内容	BPTTTの事務及び審査効率化、工業所有権に関する情報の提供のために必要なコンピュータ化されたシステムを構築することによりBPTTTの近代化を図ることを目的とする。	比側から要請されている内容について、より具体的かつ実施可能性の高いアプローチの枠組みを策定するため、比側と協力内容の絞り込みを行い、結果をM/Dに記載する。	
(1) 国家開発計画との整合性	中期開発計画（1993～1998）において工業化による経済開発、外国からの投資誘致は重要政策として掲げられている。外国からの進出企業にとって投資環境の整備は非常に重要であり、その中でも特許、商標権の保護は最大重要関心事である。	左記について、確認する。 以下(2)、(3)、(4)について、現地調査の結果を踏まえ、比側と協議し、結果をM/Dに記載する。 とりあえず、これまでの国内での検討を元に作成した案は以下の通り。	左記の通り確認した。 比側との協議結果を以下の通り、M/Dに記載した。
(2) 上位目標	ア 工業所有権体制の近代化によってフィリピンの投資、貿易の促進、国内経済の活性化に資すること。 イ BPTTTの工業所有権体制の近代化を達成し、国内外の権利保護及び自主技術開発の促進に資すること。 ウ 企業同様に公衆の間での工業所有権及び制度についての認識、理解を改善すること。 (要請書にはObjective of the Projectとして記載されている)	フィリピン共和国において工業所有権に係る権利付与が適切に実施されるようになる	フィリピン共和国において知的所有権付与に係る能力が強化される
(3) プロジェクト目標	ア 自動化されたシステムを開発すると共にBPTTT職員の能力を向上させ、工業所有権に関する事務手続きの効率性を改善すること。 イ データベース管理システムを使用することによりBPTTT職員に工業所有権についての適切な情報を与えること。 ウ 公衆に工業所有権情報を普及すること。 エ 自動化されたシステムを使用して、BPTTT職員に審査及び事務手続きの手法についての必要なトレーニングを実施すること。 (要請書にはImmediate Objectivesとして記載されている)	IPO(BPTTT)における工業所有権に係る事務・審査処理が効率化される	IPO内における事務・審査処理が促進される

調査・協議項目	比割要請内容、現状、疑問点等	対処方針	調査・協議結果
(4) 成果	<p>ア 工業所有権体制のための適切な自動化されたシステム</p> <p>イ 工業所有権行政についての専門的な知見と経験を有する人材</p> <p>ウ 公衆への情報提供及び審査の効率化支援に必要な工業所有権情報サービスの提供</p>	<p>0 IPO(BPITD)の組織・運営体制が整備される</p> <p>1 データベース及び事務処理システムの作成・運用ができる能力をもつCPが育成される</p> <p>2 必要な機材・設備が整備され、適切に維持管理される</p> <p>3 書誌事項及び文献(ドキュメント)データベース及びそれに付随する関連システムが構築され、適切に維持管理される</p> <p>4 データベース及び事務処理システムが方式及び実体審査のために適切に使用される</p>	<p>0 IPOの組織・運営体制が整備される</p> <p>1 IPO職員の工業所有権事務処理に関する能力が開発・強化される</p> <p>2 特許出願処理のための書誌・文献データベース及び事務処理システム構築に必要な機材が整備され、適切に維持管理される</p> <p>3 特許出願処理のための書誌・文献データベース及び事務処理システムが構築され、適切に維持管理される</p> <p>4 特許出願処理のための書誌・文献データベース及び事務処理システムが方式及び実体審査のために適切に使用される</p>

調査・協議項目	比側要請内容、現状、疑問点等	対処方針	調査・協議結果
(5) 技術移転内容	<p>ア 庁内近代化に必要な事務処理及び審査の効率化</p> <p>イ 工業所有権情報の提供</p>	<p>比国の工業所有権の現状及び、日本側の支援体制、予算事情を考慮し、イについては本協力の例外とすることとする旨、説明し、比側の了解を得ると共に、協議結果をMDに記載する。</p> <p>なお、右詳細については長期調査で協議することを比側に伝えると共に、その旨をMDに記載する。</p>	<p>イについては、本プロ技の協力の例外とし、比側の自助努力で実施をする旨、確認しMDに記載をした。</p> <p>左記の通り、比側に伝えると共に、その旨をM/Dに記載した。</p>
(6) 活動内容	<p>専門家による活動内容が下記の通り、要請書に記載されている。</p> <p>ア 自動化された工業所有権所管官庁の実現に向けた実施指針作成の支援</p> <p>イ 国内外の工業所有権情報に係るデータベースの構築</p> <p>ウ 国内外の工業所有権情報に係る検索システムの構築</p> <p>エ 工業所有権に係る情報の提供</p> <p>オ 工業所有権コンピュータシステムの開発、利用及び維持管理に係る研修の実施</p>	<p>可能であればプロジェクT方式技術協力のチームの範囲内で実施可能な活動計画を協議し、結果をMDに記載する。</p> <p>なお、右詳細については長期調査で協議することを比側に伝えると共に、その旨をMDに記載する。</p>	<p>本プロ技においては、特許事務処理の効率化に必要なデータベース、システム構築をツールとして協力をするが、これまでの商標分野における成果も最大限有効活用していくことを説明し、合意を得ると共にその旨、MDに記載した。</p> <p>左記の通り、比側に伝えると共に、その旨をM/Dに記載した。</p>
(7) 日本側投入		<p>技術移転内容及び範囲について絞り込みを行った上で、日本側投入案の検討を行い、結果をMDに記載する。</p> <p>その際、我が国のODA予算の現状、プロジェクト方式技術協力として対応し得る規模(=BPTT(IPO)の自立発展性が確保できる規模)について説明し、比側の理解を得る。</p>	<p>我が国のODA予算の現状について説明をするとともに、機材供与については、将来的に比側が維持管理可能となるレベルで実施する旨も併せて説明をした。</p>

調査・協議項目	比側要請内容、現状、疑問点等	対処方針	調査・協議結果
(7) 日本側投入 (続き)	<p>ア 専門家派遣 (ア) 長期専門家 4名 +771'6'4'1'- 業務調整 コンピュータ化 工業所有権情報</p> <p>(イ) 短期専門家 計10名 機材調整 特許(実用新案、意匠を含む) 及び商標審査 他</p> <p>イ 研修員受入れ 計20名 コンピュータ化 工業所有権全般 他</p>	<p>長期専門家については ア +771'6'4'1'- イ 業務調整 に加え、 ウ 書誌事項 エ 文献 オ システム の3分野に関し、派遣す ることを検討している 旨、説明し、協議結果を M/Dに記載する。</p> <p>短期専門家について は、長期専門家の技術移 転の補完として、必要最 低限の人数を派遣するこ とを相手側に説明し、 M/Dに記載すると共に、 可能であれば、想定され る分野、必要人数及び期 間について協議をする。</p> <p>なお、右詳細について は長期調査で協議するこ とを比側に伝えると共 に、その旨をM/Dに記載 する。</p> <p>研修員受入れは現地で の技術移転活動の補完で あること、予算の制約も あり、毎年0~3名程度と なることを説明し、比側 の了解を得ると共に、可 能であれば分野、人数に ついてアのシキ内容に照 らし協議し、結果をM/D に記載する。</p> <p>なお、右詳細について は長期調査で協議するこ とを比側に伝えると共 に、その旨をM/Dに記載 する。</p>	<p>左記の通りで合意を し、M/Dに記載した。 また、各専門家の派 遣のタイミングについ てはM/DのANNEX5の 通りとすることで合意 を得た。</p> <p>左記の通り、短期専 門家派遣の意義につい て説明をし、M/Dに記 載した。</p> <p>左記の通り、比側に 伝えると共に、その旨 をM/Dに記載した。</p> <p>研修員受入れの意義 について、説明をする と共に、必要最低限数 を受入れることを説明 し、合意した。その旨、 M/Dに記載した。</p> <p>左記の通り、比側に 伝えると共に、その旨 をM/Dに記載した。</p>

調査・協議項目	比側要請内容、現状、疑問点等	対処方針	調査・協議結果
(7) 日本側投入 (続き)	<p data-bbox="419 286 794 985">ウ 機材供与 (約250,000千円) コンピュータ化されたシステム構築のために必要なハード及びソフトウェア</p> <p data-bbox="419 996 794 1041">エ. 協力期間 5年間</p>	<p data-bbox="802 286 1042 985">システム構築に必要なソフトウェア及び技術移転に必要な最低限のハード関連機材の供与を検討していることを説明すると同時に環境整備も含め最大限比例に協分の負担を求めたい旨、説明をし、理解を得ると共に、その旨をM/Dに記載する。 現有機材を調査の上、本協力で予定しているシステム構築に最低限必要な機材リストを優先順位を付し作成し、現有機材の現状リストと共にM/Dに記載する。 なお、必要機材の詳細については長期調査の結果及び比例の維持管理能力等を考慮し、最終的に決定することを比例に説明の上、M/Dに記載する。</p> <p data-bbox="802 996 1042 1832">書誌事項及び文献のデータベース構築に最低限必要な期間(3年から4年)とすることを説明し、比例の理解を得ると共に、その旨をM/Dに記載する。</p>	<p data-bbox="1050 286 1283 985">左記の通り、説明し、理解を得ると共に、M/Dに記載した。 現有機材を調査の上、リストを作成し、M/Dに記載した。 左記の通り、説明をし、理解を得ると共にその旨をM/Dに記載した。</p> <p data-bbox="1050 996 1283 1832">左記の通りで合意をし、M/Dに記載した。</p>

調査・協議項目	比例要請内容、現状、疑問点等	対処方針	調査・協議結果
6. 比例実施機関及び実施体制			
(1) 実施機関	<p>特許商標技術移転局 (BPTIT - Bureau of Patents, Trademarks and Technology Transfer) (所在地：マニラ首都圏マニラ市)</p>	<p>組織・事業内容について確認する。</p>	<p>現在の組織、事業内容について確認し、M/Dに記載した。</p>
(2) 設立の経緯及び活動状況	<p>フィリピン共和国の工業所有権の権利付与機関として設立された。 「新知的所有権法」が1998年1月に施行されることにより、その第1条から第19条において規定されている「知的所有権庁(IPO)」として組織改編され、知的所有権全般を所管する予定である。 また、地方には13ヶ所の支局を持ち、主として特許等の出願を受理している。</p>	<p>1998年1月に予定されている組織改編について最新の情報を入手する。 また、改編後、直ちに、JICA事務所を通じてその詳細を報告する様に比例に依頼すると共に、その旨をM/Dに記載する。</p>	<p>98年1月にIPOに改編されることを確認した。 特に、本プロジェクトが実施に対するC/P配置、予算措置について、確定次第、日本側に報告してもらうように依頼をし、その旨、M/Dに記載した。</p>
(3) 職員数	<p>155名(うち管理者3名、特許審査官59名、商標検査官27名、技術移転専門官8名、事務等58名) (1997年現在)</p>	<p>最新のBPTITの人員配置及び来年度以降IPOの人員配置予定を確認し、M/Dに記載する。 また、可能であればIPO(BPTIT)における定員増員要求及びその配置の仕組み・方法及びIPOの権限等を確認し、M/Dに記載する。</p>	<p>最新のBPTITの人員配置を確認し、M/Dに記載した。 IPOにおける人員配置については、現在、国会の承認待ちであり、確定後、日本側に連絡をしてもらうこととした。 なお、現在のBPTIT職員は改編後、そのままIPO職員としてとどまることを確認した。</p>
(4) 予算	<p>1997年予算は全体で35,267千ペソで、大半は人件費がしめる。コンピュータ関連予算は17.2%と非常に少ない。 また、現時点での情報によると1998年度の知的所有権庁としての予算は以下の通りである。 (単位：ペソ) 人件費：25,239,060 (54.00%) 事業費：18,466,579 (39.51%) (消耗品、コンピュータ予算) その他：3,033,360 (6.49%) (残業費、予備費) 合計：46,739,000 (約187,000千円) (IP=Y4)</p>	<p>現行の予算に加え、来年度以降IPOとしての予算配置、その内訳及びその確保の可能性について確認する。 また、可能であれば予算の要求方法、執行方法、本プロジェクト実施に対する特別予算の確保の可能性等について確認すると共に、M/Dに記載する。</p>	<p>96、97年のBPTIT予算を確認し、M/Dに記載した。 98年度の予算を確認し、M/Dに記載した。 現在、国会審議中であるが、これがIPO予算の基礎となり、さらに特許料等による収入が加えられることを確認した。右確定後、日本側に通報してもらう様に依頼した。 加えて、予算管理省に対して本プロジェクト実施のための特別予算を申請する予定であることを確認した。</p>

調査・協議項目	比側要請内容、現状、疑問点等	対処方針	調査・協議結果
(5) プロジェクト実施体制	<p>プロジェクト実施のために、比側プロジェクトチームを組織する。システム開発、メンテナンスに特許、商標の審査及び事務処理の知見、経験を有する人員によって構成される。</p> <p>(要請書によると5名のC/Pが配置される予定である。)</p> <p>なお、現在派遣中の商標に係る個別専門家のC/Pが本プロジェクトでもC/Pになる可能性が高い。</p>	<p>プロジェクトの組織構成について協議し、M/Dに記載する。</p> <p>また、可能であれば必要なC/Pの人数・資格についても協議し、結果をM/Dに記載する。</p> <p>なお、右詳細については長期調査で協議することを比側に伝えると共に、その旨をM/Dに記載する。</p> <p>また、本プロジェクト開始後の個別専門家の必要性についても確認する。</p>	<p>IPOのManagement Information System and EDP Bureauを中心に協力を実施することを確認した。</p> <p>現在派遣中の個別専門家のC/Pが本プロジェクトにおいてもC/Pの中核となることを確認した。</p> <p>左記の通り、伝えると共に、その旨をM/Dに記載した。</p> <p>本プロジェクト開始後は本プロジェクトに絞った協力をすることで、内諾を得た。</p>
(6) 施設・設備面	<p>比側がプロジェクト実施に必要な施設、設備を提供する。</p>	<p>現在の施設・設備状況(含むユーティリティ)について確認し、M/Dに記載する。</p> <p>なお、施設の改修が必要と判断される場合は詳細について長期調査で協議することとする。</p> <p>また、日本人専門家の執務室及び供与機材設置スペースの確保について確認し、M/Dに記載する。</p> <p>なお、上記詳細については長期調査で協議することを比側に伝えると共に、その旨をM/Dに記載する。</p>	<p>組織改編後、事務所移転の可能性があり、右については今年中に方針が決定される旨、比側より聴取した。</p> <p>調査団から、事務所移転は本プロジェクトに密接に関係していることもあり、確定次第、日本側に伝えて欲しい旨、要望をするとともに、その旨、M/Dに記載した。</p> <p>左記の通り、伝えると共に、その旨をM/Dに記載した。</p>

調査・協議項目	比較要請内容、現状、疑問点等	対処方針	調査・協議結果
7. これまでのその他の協力			
(1) 我が国の協力実績	<p>JICAベースでの協力は以下の通りである。</p> <p>ア 個別専門家 (ア) 商標管理システム 2名 1993.3～1993.6 (短期) (イ) 商標管理 1995.3～1997.3 (長期) (ウ) 商標審査と特許 並びに企画・立案 3名 1996.2～1996.3 (短期) (エ) 商標事務処理システム 1996.5～1998.5 (長期) (オ) 商標管理システム 1997.4～1999.4 (長期) (カ) 商標事務処理システム (審査指針 (特許)) 3名 1997.10～1997.10 (短期)</p> <p>イ 単独機材供与 上記専門家の活動に必要な機材 (商標事務処理・検索システム構築のために必要な機材) (平成6年度 約2,000万円)</p> <p>ウ 研修員受入れ 集団研修「工業所有権審査実務」 他において例年1～3名程度受入れている。</p> <p>エ その他 その他対Aによる研修員受入れ 及び専門家派遣も特許庁により実施されている。</p>	<p>これまでの協力の実績及びそれによる成果を確認する。 また、現在、派遣中の専門家の活動状況を確認する。</p>	<p>これまでの協力の成果(商標管理システムの構築、それに伴う人材育成)を確認した。 今後は、これまでの技術移転により構築されたシステム及び構築中のもの(商標検索システム、商標事務処理システム)について引き続き新知的所有権法に従った管理方法について技術移転をしていくことを確認した。</p>
(2) その他海外機関の協力	<p>EPO (欧州特許庁) がBPI/TTFに対して、特許事務処理ソフトウェア (コンピュータ) とそのためのシステムの供与が提示されたが、人材育成面がなかったことや、著作権の観点から改造がしにくい等からEPOからの協力を辞し、日本に協力を要請してきたという経緯がある。</p>	<p>左記について確認する。 また、他機関からの協力の実績についても確認をする。</p>	<p>左記の通り、確認した。 また、他機関(UNDP、EPO、WIPO)からの協力の実績を含めて確認した。</p>

調査・協議項目	比側要請内容、現状、疑問点等	対処方針	調査・協議結果
8. その他			
(1) PDM		<p>PCM(Project Cycle Management)手法概要(含む評価5項目)を説明し、比側の理解を得る。</p> <p>なお、本件のPDM(Project Design Matrix)については今次調査の結果を踏まえ、次回長期調査において作成することとする。</p>	<p>左記について説明した。</p> <p>左記の通り説明をすると共に、その旨をM/Dに記載した。</p>
(2) 合同調整委員会		<p>合同調整委員会の役割を説明し、M/Dに記載する。</p> <p>また、今後予算状況によっては毎年調査団が派遣できないこともあるために、調査団の派遣がなくとも実績の確認等プロジェクトの進捗の確認及びモニタリング、次年度の年次活動計画の策定・承認のためにプロジェクト(日比及方)が主体的に委員会を実施をしていく必要がある旨、説明し、理解を得ると共に、その旨をM/Dに記載する。</p>	<p>左記の通り説明し、理解を得ると共に、M/Dに記載した。</p>
(3) 今後のスケジュール	<p>今次調査において、プロジェクト方式技術協力による協力実施可能性が確認された場合には、以下の手順でプロジェクト実施まで取り進める予定である。</p> <p>(1) BPTIT組織改編 98年1月</p> <p>(2) BPTIT組織改編後の現状確認 98年2月まで</p> <p>(3) 長期調査員派遣 98年度第1～2四半期</p> <p>(4) 実施協議調査団派遣 98年度第2～3四半期</p> <p>(5) プロジェクト開始 98年12月まで</p>	<p>BPTIT組織改編後、比側の実施体制が整備されていることを検証した上で、左記スケジュールに従い、手続きを取り進めることを比側に説明し、その旨をM/Dに記載する。</p> <p>また、来年5月の大統領選挙により生じる影響について我が方大使館等より聴取する。</p>	<p>プロジェクト実施体制(本プロジェクトのためのC/Pの配置、予算措置)を比側から確認した上で、左記スケジュールに従い必要手続きを実施する旨、説明し、M/Dに記載した。</p> <p>大統領選挙のため、幹部(局次長まで)の正式指名ができず、暫定的な配置となり得ることがあるが、基本的には影響は受けないことを比側より確認した。</p> <p>また、本影響については逐次、大使館、JICA事務所、個別専門家より情報提供をしてもう様に各方面に依頼をした。</p>

2-2 実施機関の概要及び知的所有権庁への改編

(1) BPTTTの組織、人員、予算 (1997年12月現在)

1) 組織

局長 (1名: Emma C. Francisco局長)

副局長 (2名)

- ・出願・公報発行部門
- ・情報・資料・調査部門
- ・化学審査部門
- ・特許・商標登録、電算機部門
- ・機械・電気審査部門
- ・審判部門
- ・商標審査部門
- ・技術移転登録部門

2) 人員

1997年現在のBPTTT職員数は、155名である。現職員数は1996年度に出願数の増加を背景に9名の一般職職員を増員し、現在に至っている。

現在の職員数の内訳は、次のとおり。

管理職	3	審判官	3
特許審査官	59	その他一般職	55
商標審査官	27		
貿易産業開発専門官	8	合計	155名

3) 予算

予算の推移は、1996年度は前年比39%、1997年度は前年比15%の伸びを示しており、フィリピン共和国の財政的な制約の中でも着実に予算が増加している。

他方、特許料収入は、1996年度は前年比15%、1997年度は前年比18%の伸びを示しているが、明年1月に施行される知的所有権法においては、違反罰則金を大幅に引き上げ、同国におけるエンフォースメント（取り締まり）の強化を図ることとしている。

1997年度の予算内訳及び特許料収入は、次のとおり。

(単位: 1,000ペソ)

内 訳	金 額
人件費	19,168
維持・運営費	15,383
コンピュータ機器費	716
小 計	35,267
特許料収入	67,910
総 計	103,177

(2) 出願・登録・審査の現状

1) 出願

BPTTTで受理する出願に関しては、以下のような現状と問題点をフィリピン側との協議、調査を通して確認した。

- ① 全出願件数のうち、特許出願が占める割合は21%である。また、商標出願は、全出願件数のうち69%と過半数を越えている。
- ② 1996年の特許出願は対前年比18%増となっており、特許出願件数が年々増加傾向にあり、BPTTTとしては、その増加する出願への対処に支障をきたしている。
- ③ 特許、実用新案、意匠の出願のうち69%はフィリピン共和国以外の外国人による出願である。特に、特許に限れば90%以上を外国出願が占めており、その割合は対前年比19%と増加した。この傾向は、年々強まっており、フィリピン共和国がPCT条約に加盟すると、それは一層強まると見込まれる。

2) 登録

登録件数にかかる統計は表3のとおり。

3) 審査処理状況

BPTTTにおける審査に関しては、以下のような現状と問題点をフィリピン側との協議、調査を通して確認した。

- ① 1996年の特許の審査処理が対前年比18%の減少となっている。これは化学審査部の審査官の減少、特許出願の技術の高度化への対応の遅れが主な原因となっている。
- ② 審査処理期間については正確な統計がないが、平均2～3年を要しており、滞貨の増加と併せて処理期間の長期化が懸念される。

(3) BPTTTにおける機械化の現状

1) BPTTTの機械化に関しては、国連開発計画(UNDP)及び世界知的所有権機構(WIPO)の協力のもと、1990年に商標事務管理システムを開発、稼働させた。当該システムには、商標の検索システムの機能も搭載されていたが、稼働後しばらくすると多くのシステム不良が認められた。その結果、レスポンスの低下、オペレーションの複雑化等様々な障害を生み出し、実質的な使用が不可能となった。

2) 上記のような状況から、日本政府はフィリピン政府の要請を受け、1993年3月から6月にかけてJICAを通じて個別専門家2名を派遣し、上記システムに関する調査・分析を行って具体的な改善提案を行った。

3) その後、フィリピン政府から再び日本に対し、商標検索システムにおけるワークステーション、データベースソフト等の導入とシステムに関する技術指導の要請が提出さ

れた。その要請を受け、1995年からJICAを通じて個別専門家1名を派遣するとともに単独機材供与を行い、商標の検索システムの開発に係る技術協力を実施した。さらに、1996年からは商標事務処理システム及び商標管理システムを開発中である。

4) 一方、特許に関しては機械化はいっさい行われておらず、特許分野に対する機械化協力が長く求められていた。

(4) 知的所有権庁(IPO)の概要 (平成10年1月1日改編)

1) 組織

・大統領による指名ポスト

長官 (1名)、副長官 (2名)、局長 (6名)、局次長 (6名)

・職員数

来年度は、現行155名から2倍から2.5倍程度に増員予定。

将来的には、4倍程度の大規模な増員も検討したいとの由。

2) 権限の分散化

BPTTTにおいては、現局長に一極集中で権限が与えられていたが、IPOでは、その権限を新局長レベルにまで分散化させる。

3) IPOの予算編成

IPOの予算については、調査期間中は国会審議中であったが、BPTTTとして既に確保されていた予算額は最低限確保される予定。

IPO改編後は国庫からの一般予算、特別会計制度への移行による特許料収入がIPO事業予算として編成される予定。

また、フィリピン側は「前途は依然不透明であり、コミットしたくない」としつつも、プロジェクトの実施にあたって海外資本及び援助事業への予算管理省(DBM)からの特別予算を申請する予定があることについて言及した。

4) その他

知的所有権法の施行に伴う、IPOの発足は、これまでフィリピン側の工業所有権制度の強化を総括すべき大事業として政府内で位置づけられている。改編に対するフィリピン側の熱意は、将来のASEAN共同特許庁構想における特許分野でのイニシアティブを取りたいとの表れであり、国家をあげた工業所有権強化の政策といえる。

(5) 知的所有権法の概要

1) 名称

『フィリピン共和国知的所有権法 (共和国法律第8293号)』

2) 主要改正点

① 特許

- ・先発明主義から先願主義へ (29条)
- ・存続期間を「特許権付与日から17年」から「出願日から20年」へ (54条)
- ・出願公開制度の採用 (44条)
- ・審査請求制度の採用 (48条)

② 実用新案

- ・無審査登録へ (109条2)
- ・存続期間を「登録日から5年」から「出願日から7年」へ (109条3)

③ 意匠

- ・存続期間 (5年、さらに5年の更新を2回まで) の起算日を「登録日」から出願日へ (118条1)
- ・実体審査なしに登録 (116条では「審査」の項があるが、意匠としての方式的要件を満たしているか否かを「審査」するのみで、いわゆる実体審査はなし)

④ 商標

- ・使用主義から登録主義へ (122条)
- ・存続期間を「登録日から20年」から「登録日から10年、さらに10年毎の更新」へ (145条、146条)
- ・周知商標の保護の強化 (123条1)
- ・商標権侵害に対する罰則の強化 (170条)

⑤ 著作権

- ・コンピュータプログラムは、著作権により保護 (172条1)
- ・著作権侵害に対する罰則の強化 (217条1)

<参考統計表>

表1. BPTTT職員数

(人)

年	1995	1996	1997
管理職	3	3	3
特許審査官	54	59	59
商標審査官	28	27	27
貿易産業開発専門官	8	8	8
審判官	5	3	3
その他一般職	46	55	55
計	144	155	155

表2. BPTTT予算の推移

(単位:1,000円)

内訳	年	1995	1996	1997
人件費		16,893	19,578	19,168
維持・運営費		5,208	6,864	15,383
コンピュータ機器費		-	4,318	716
計		22,101	30,760	35,267
特許料収入		50,162	57,558	67,910

表3. 出願等の現状

(1) 出願件数

(件)

年	1992	1993	1994	1995	1996
特許					
内国	133	178	181	169	163
外国	1,687	1,860	1,965	2,207	2,634
計	1,820	2,038	2,146	2,376	2,797
実用新案					
内国	504	499	605	642	555
外国	24	44	34	40	47
計	528	543	639	682	602
意匠					
内国	549	514	597	514	614
外国	153	157	222	210	225
計	702	671	819	724	839
商標					
内国	2,307	3,164	3,016	2,641	2,909
外国	2,661	3,500	4,167	5,067	6,374
計	4,968	6,664	7,183	7,708	9,283

(2) 登録件数

(件)

年	1992	1993	1994	1995	1996
特許					
内国	45	35	36	34	23
外国	1,003	905	766	555	755
計	1,048	940	802	589	778
実用新案					
内国	145	260	127	221	177
外国	8	3	8	3	10
計	153	263	135	224	187
意匠					
内国	183	221	488	300	197
外国	128	121	107	197	84
計	311	342	595	497	281
商標					
内国	930	1,203	1,080	956	455
外国	1,575	1,888	2,416	1,773	1,496
計	2,505	3,091	3,496	2,729	1,951

(3) 審査処理状況

(件)

年	1992	1993	1994	1995	1996
特許	2,559	2,160	2,425	2,549	2,081
商標	5,674	6,017	5,300	4,997	7,902

2-3 プロジェクト基本計画

(1) プロジェクトの名称

英語：“The Japanese Project-Type Technical Cooperation for Modernization of Industrial Property Administration in the Republic of the Philippines”

日本語：「工業所有権近代化プロジェクト」

(2) プロジェクトの暫定マスタープラン

1) 目的

・上位目標

フィリピン共和国において知的所有権付与に係る能力が強化される。

・プロジェクト目標

IPO内における事務・審査処理が促進される。

2) 成果

- 0 : IPOの組織・運営体制が整備される
- 1 : IPO職員の工業所有権事務処理に関する能力が開発・強化される
- 2 : 特許出願処理のための書誌・文献データベース及び事務処理システム構築に必要な機材が整備され、適切に維持管理される
- 3 : 特許出願処理のための書誌・文献データベース及び事務処理システムが構築され、適切に維持管理される
- 4 : 特許出願処理のための書誌・文献データベース及び事務処理システムが方式及び実体審査のために適切に使用される

(2) プロジェクトの協力範囲

現在のBPTTTにおける手作業での事務処理の機械化の支援のため、プロジェクトは次のような構成となる。

1) 特許事務処理にかかるデータベース（以下DB）の構築

特許出願における事務処理業務は、書誌事項（方式審査等）と実体審査の二つの柱によって成り立っている。本プロジェクトではこれらの業務の機械化の支援のために2種類のDB（書誌事項DB及び文献（ドキュメント）DB）を構築する。これらのDBの構築にあたっては、特許事務の流れの時間的なズレを考慮し、書誌事項DBをまず作成し、そのデータがある程度蓄積されたところから文献DBの作成に着手する。

プロジェクト期間は、書誌事項DBの作成期間をステップⅠ、文献DBの作成はステップⅡとして位置づけられる。二つのDBにおける情報の蓄積作業は、フィリピン側カウンターパート（C/P）によって実施される。1種類のDB作成には、現在のところ1年半から2年の期間を要するものと推定される。

2) DBを中心とした特許事務処理システムの開発

DB情報を最大限に活用し、BPTTTにおける特許事務処理を改善するための、特許事務処理システムを新たに構築する。

本プロジェクトにおいては、特許事務処理の効率化に必要なDB、システム構築をツールとして協力するが、これまでの商標分野における成果も最大限有効活用していくこととする。また、実際に運用される事務処理システム及び事務処理のノウハウに関する技術移転は商標事務処理も含んだ工業所有権全般について適用できるものである。

そのため、現在BPTTTが有する商標事務処理システムと汎用性のあるシステムの構築を行っておく必要がある。

フィリピン政府からの要請書にあった「工業所有権情報の提供」については、本件プ

プロジェクトでは取り扱わないことでフィリピン側と合意した。その際、当方からは以下の理由を説明したところ、フィリピン側は納得し、情報提供はフィリピン側の自助努力において達成されるものとして日・フィリピンともに合意した。

- ① 情報提供に使用される技術の今後の動向がいまだに不透明である
- ② アジア太平洋地域における工業所有権情報提供政策が未確定
- ③ 日本のODA予算削減によるプロジェクト予算の制約

(3) 技術移転方法

本プロジェクトにおける技術移転は、フィリピン側が二つのDBを作成していく中で日常業務の中（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）で行われる。

フィリピン側C/Pは、特許出願情報の中からDB作成に必要な事項を抽出、加工しつつDBに蓄積する技術と、事務処理をより効率的に運営するためのノウハウなどにかかる技術移転を受ける。具体的には、現在のBPTTTの事務処理段階に従い、現行業務フローの見直しと各段階におけるDB作成作業を行いつつ、工業所有権事務を効率的に運用できる人材育成を行う。

(4) 日本側の投入内容

1) 専門家（長期及び短期）

- ・長期専門家：チーフアドバイザー、業務調整に加え、書誌事項DB、文献DB、システムの3分野の派遣を検討している。ただし、専門家派遣のタイミングとしてはM/DのANNEX 5のとおりとする。
- ・短期専門家：長期専門家の技術移転の補完のため必要最低限の人数を派遣する。詳細については長期調査で協議をする。

2) 研修員受入れ

現地での技術移転活動の補完として、必要最低限（予算の制約もあり年間0～3名程度とする）の人数を日本で受け入れる。詳細については長期調査で協議する。

3) 機材供与

システム構築に必要なソフト及び技術移転に必要な最低限のハード関連機材の供与を実施することとするが、同時に環境整備も含め最大限フィリピン側に応分の負担を求めた。

なお、必要機材の詳細については長期調査の結果及びフィリピン側の維持管理能力等を考慮し、最終的に決定する。

(5) プロジェクト期間について

上記2種類のDBの作成に要する期間から判断し、3年から4年であることでフィリピン側と合意した。フィリピン政府からはプロジェクト期間は5年としての要請が提出されていたが、フィリピン側も当方からのプロジェクト期間を基本的に了承した。フィリピン側としては、プロジェクト期間を不必要に長期化させることで、必要以上の経費負担を避けたいとの様子が窺われた。

事前調査団は、BPTTTにおける業務の状況、C/Pの対応能力などを考慮すればプロジェクト期間は3年半から4年程度が望ましいとの感触を持つに至った。

(6) フィリピン側に対する説明資料

上記事項の説明のために用いた資料は以下のとおりである。

- ・BPTTTの現状分析 (P. 27図1 参照)。
- ・プロジェクトの流れ及び目的 (P. 28図2 参照)。
- ・プロジェクトによる成果 (P. 29図3 参照)

2-4 データベース及びシステム構成

(1) コンピュータシステム構成

1) 本プロジェクトにおけるシステムイメージ

本プロジェクトで構築予定のシステムイメージ (P. 30別添1) をフィリピン側に示し概要説明を行った。

具体的には、

- ① 本件システムは以下の技術の移転を目的として構築される。
 - ・システムの作成・運用技術
 - ・システム自体の維持管理技術
 - ・システムを独自に改良していく技術
- ② DBを中心としたネットワークとして構築 (LAN構築) される。
- ③ 構築されたシステムの効果として、最新情報を複数の者が同時に取得することが可能となる。

フィリピン側からは、世界的なトレンドである電子出願及び国内電子公報(CD-ROM)の情報発信(提供)も視野に入れたシステムを構築して欲しい旨要望が出されたが、電子出願については要請書にも記載がなく本件協力の対象外であること、また、情報提供についてはフィリピン側の自助努力に委ねたい旨説明し、フィリピン側は納得した。

2) BPTTTシステム構成

本件プロジェクトにおける調査の一環として現有機材調査を行った。現地より取得した資料は、以下のとおり。

- ・ Current Computer Distribution of BPTTT (資料ア：P.31別添2、資料イ：P.32別添3)

資料アはパソコン等の機材を表し、資料イはその機器構成を表す。

(2) 機械化対象範囲

本プロジェクトにおける機械化対象範囲(案)(P.33別添4)を提示し説明を行った。

具体的には、

- 1) BPTTTと日本国特許庁は、出願件数等その構築背景が大きく違い、日本と同等のシステムを構築することは適当でないこと
- 2) 本件システムは全自動システムでないこと
- 3) 費用対効果が大切であること

を説明した。

さらに、本件調査団より、この提示は案でありフィリピン側においても、どの部分を機械化するのが効果的か引き続き検討してほしい旨伝え、了承を得た。

(3) 必要機材

本件プロジェクトを実現するための必要な機材(案)を提示(P.34別添5)し説明を行った。

具体的には、

- 1) クライアント/サーバ方式のコンピュータ機材であること
- 2) 二つのデータベースサーバより情報を取得しネットワーク上に展開する。そのためには、データベース・情報処理にサーバを、また、クライアントとしてパソコンやプリンター、さらに、その両者を繋ぐ通信機器が必要であること
- 3) さらに、それらは必要最小限の規模とすること

を説明した。フィリピン側よりこの件に関し特段のコメント等もなく了承合意した。

(4) DB及びシステム構築のためのフィリピン側ローカルコスト負担

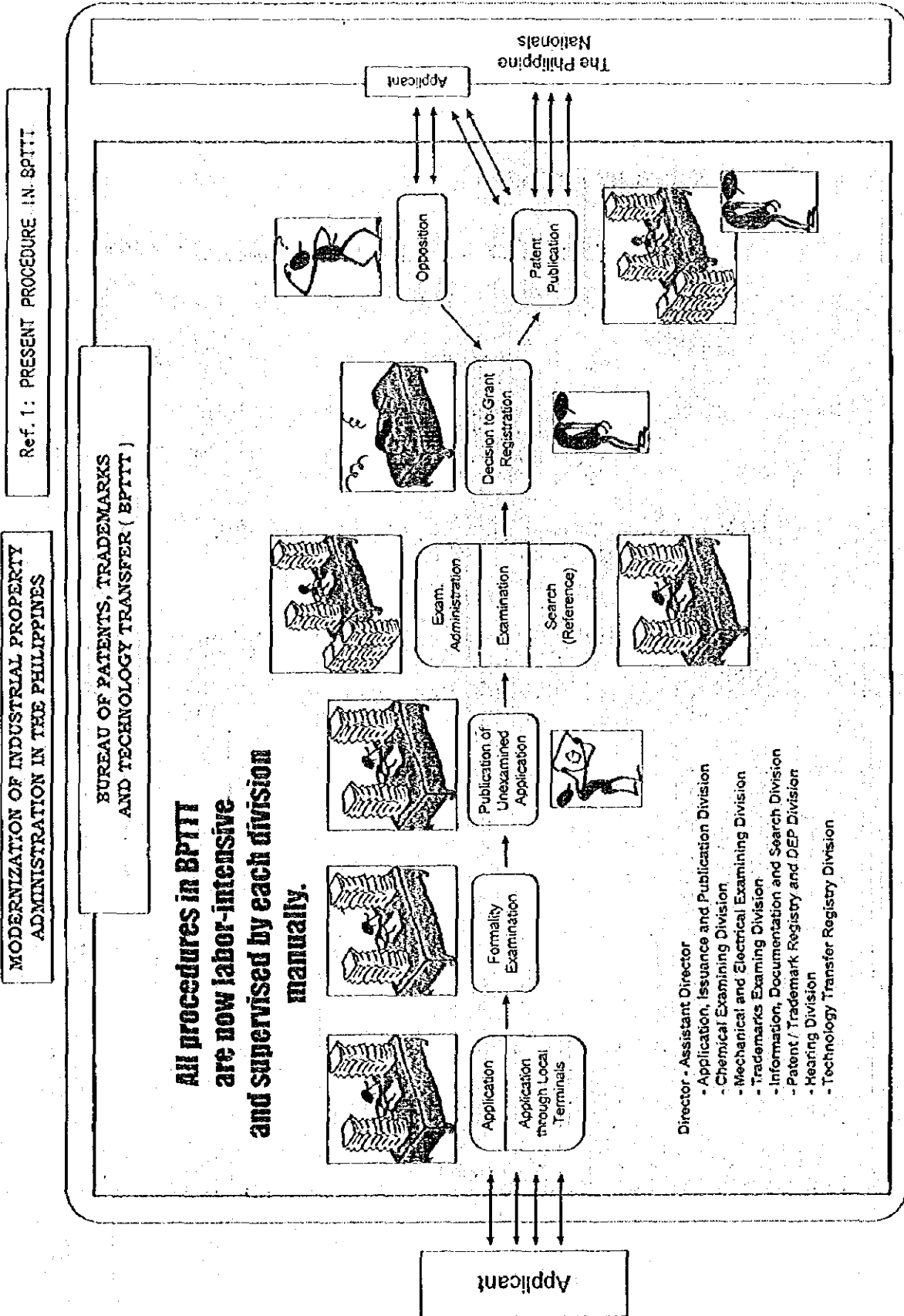
本プロジェクトを実施するにあたって必要なローカルコスト(案)を提示し、(P.35別添6)説明を行った。

具体的には、

- 1) 機材以外の環境に係る部分は現地で負担すること
- 2) プロジェクト終了後もメンテナンス等のためのコストがかかること
- 3) フィリピン側が将来的にも維持管理をしていくことが可能な範囲でシステムを構築していく必要があること

を説明し、フィリピン側による応分の負担を求めた。フィリピン側はそれに対し最大限努力する旨了承した。

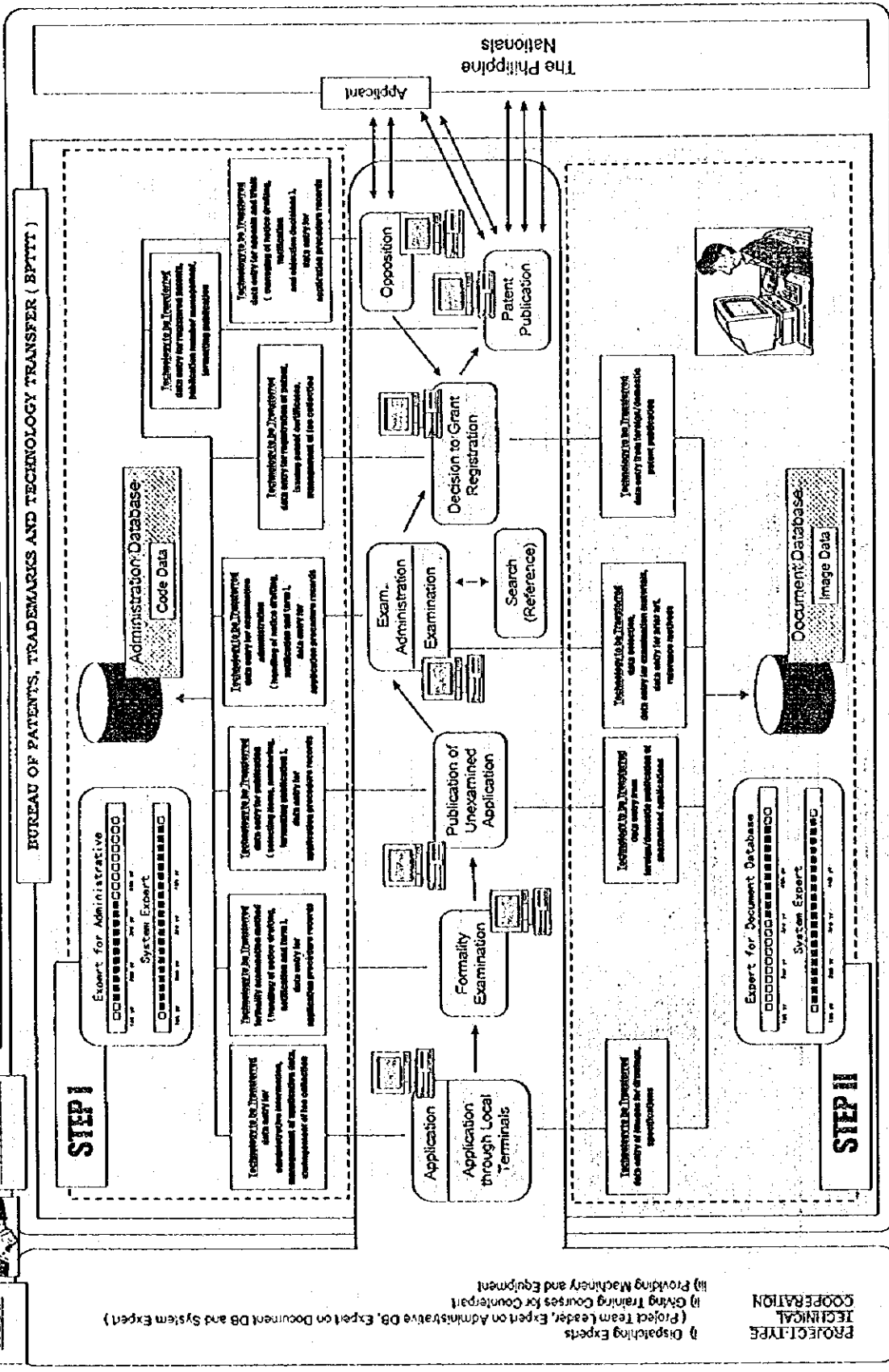
なお、フィリピン側はこれまでの個別専門家派遣、単独機材供与による商標管理システム構築の経験を通じてシステムの維持管理に相当額の費用が必要であることを十分認識していることが窺われた。



PHILIPPINES

MODERNIZATION OF INDUSTRIAL PROPERTY ADMINISTRATION IN THE PHILIPPINES

Ref. 2: PROJECT FLOW AND ITS OBJECT (TECHNOLOGY TO BE TRANSFERRED)

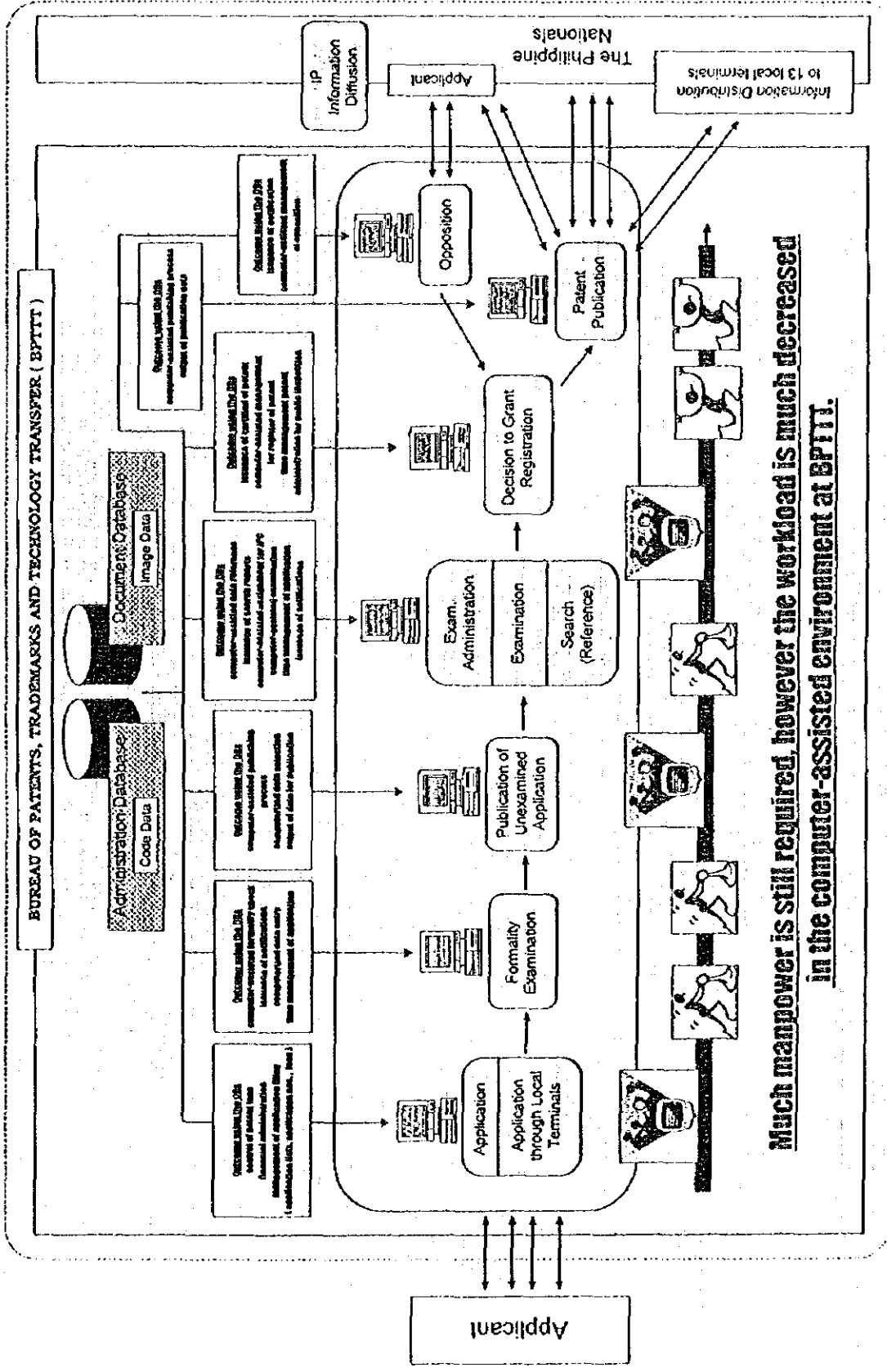


JAPAN

- 1) Dispatching Experts
- 2) Giving Training Courses for Counterpart
- 3) Providing Machinery and Equipment

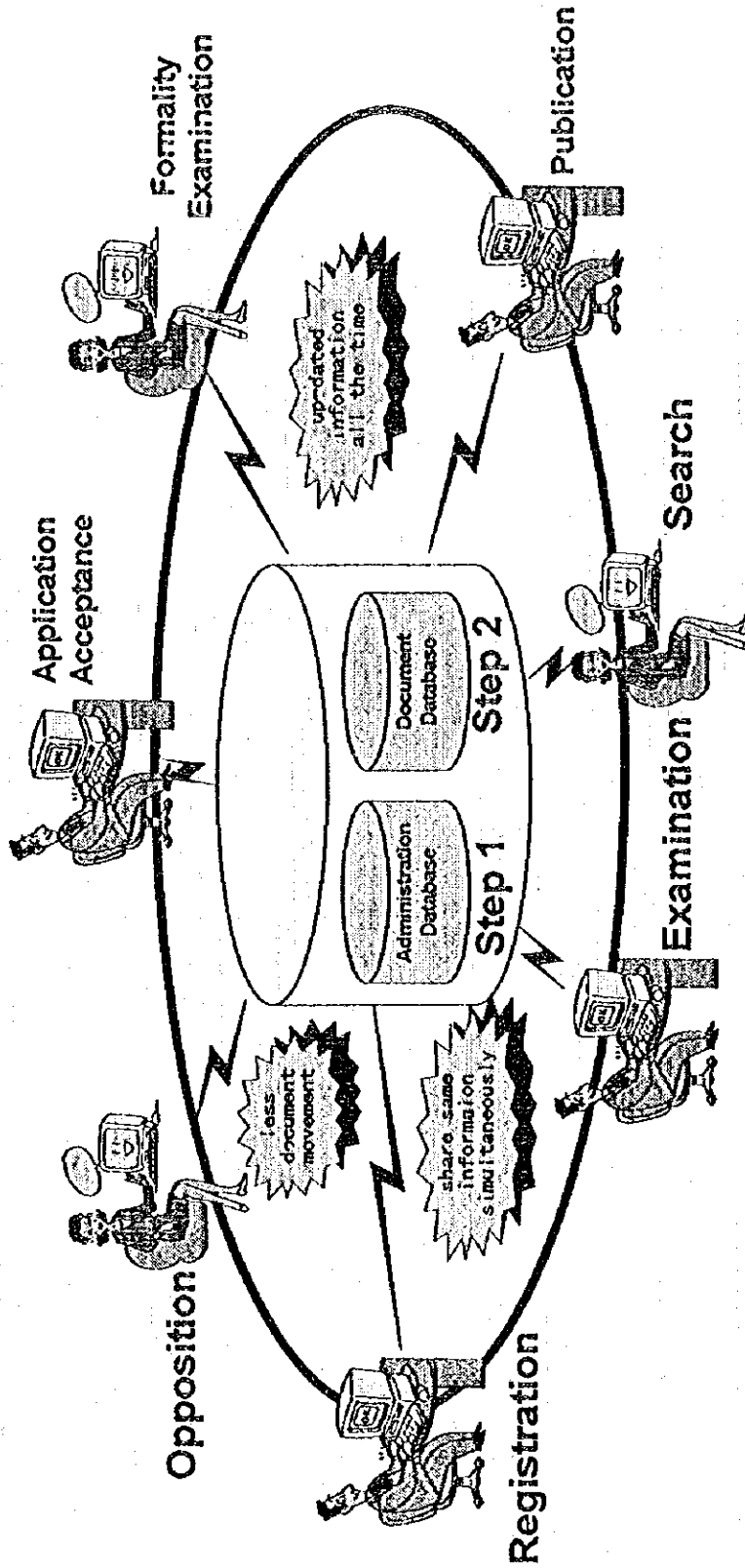
PROJECT TYPE
TECHNICAL
COOPERATION

MODERNIZATION OF INDUSTRIAL PROPERTY ADMINISTRATION IN THE PHILIPPINES
 Ref. 3: PROJECT OUTCOME and BPTTT (COMPUTER-ASSISTED PROCEDURES IN BPTTT)



Much manpower is still required, however the workload is much decreased in the computer-assisted environment at BPTTT.

What is "Computer-assisted Office" meant to be?



TECHNOLOGY TO BE TRANSFERRED

FUNDAMENTALS TO SUPPORT COMPUTER-ASSISTED OFFICE

- System Construction = develop two databases and computer-assisted administration system
- System management = manage and maintain the system properly
- System improvement = obtain user's knowledge / bridge job tasks at BPTT and the system

<別添2>

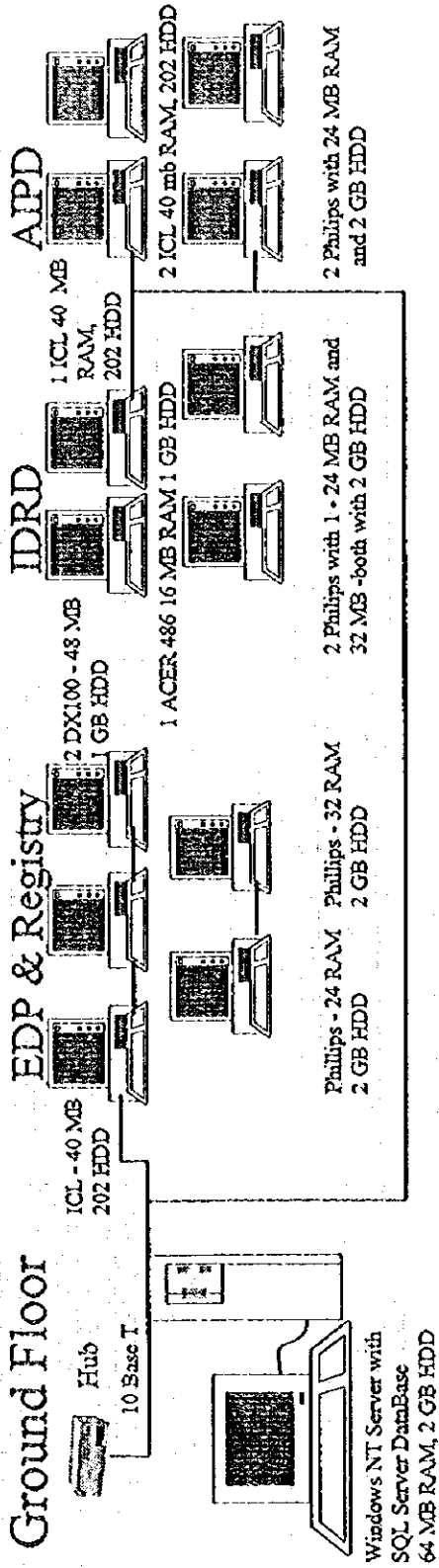
CURRENT COMPUTER DISTRIBUTION OF THE BPTTT

Equipment/Peripherals	メモリ	ハード	AIPD	EDP	IDRD	TTR	TM	CEO	MEED	HR	OD	TOTAL
Hardware:												
Personal Computer												
XT/286												
Thompson 386	4M	?	1		2		1					4
Hyundai 486	4M	?			2							2
Datamini	8M	240M						1	1			2
Acer	8M	212M		1		1		1	1	1	1	6
Fujitsu ICL Pentium	16M	212M	2	1	1		8			1	2	15
IBM	8M	540M	2	1				1	1		1	6
Fujitsu ICL	32M	2G		2								2
Philips (内3台)	32M	2G	2	2	2	2	1	4	4	2	1	20
(内17台)	24M	2G										
Notebook												
Compaq Armada 1520	16M	1G		1	1	1					1	4
Printers												
	出力枚数/分											
Dot Matrix	3~4頁/分		2	1		2	1	1		1	1	9
Laserjet	12頁/分		1	2	1		2	1	1		1	9
Deskjet	5~8頁/分			1		1		1		1	1	5
Others												
Scanner (HP Scanjet 5p)				1								1
Modem				1	1							2
PC TOTAL			7	8	6	4	10	7	7	4	6	
Software:												
MS Office Professional Version 4.2												
MS Office Professional Version 4.3												
MS Foxpro For Windows												
MS Windows 95												
MS Office Professional Version 97												
MS Visual Basic Version 4.0												
MS SQL Server Version 6.0												
MS Windows NT Server Version 4.0												

Legend:

AIPD - Application, Issuance and Publication Division
 EDP - Registry and EDP Division
 IDRD - Information, Documentation and Research Division
 TM - Trademark Examining Division
 CEO - Chemical Examining Division
 MEED - Mechanical Electrical Examining Division
 HR - Hearing Division
 OD - Office of the Director

CURRENT COMPUTER DISTRIBUTION OF THE BPTTI

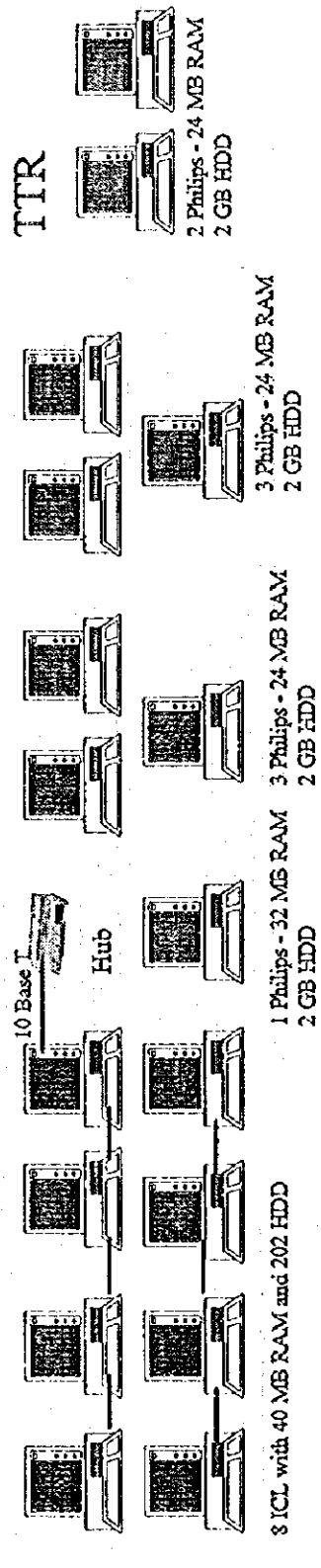


Third Floor Trademark

Mechanical

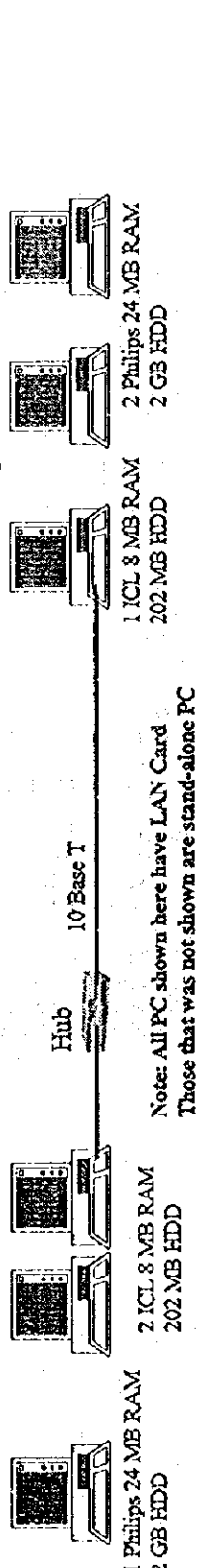
Chemical

Second Flr.



Fifth Floor Office of Director

Hearing Division



<別添 3 >

COMPUTER-ASSISTED ADMINISTRATION (TENTATIVE)

Stage of Procedures	Job	Computer Assistance	Job to be assisted by the computer
Application	Accepting application	nil	
	Giving filing date	nil	
	Collecting fee	partial	data entry for payment record
	Docketing application	partial	data entry and printout in a form
Formality Examination	Formality examination	partial	examine form eligibility
	Giving application number	full	
	Drafting invitation	partial	data entry and printout in a form
	Processing notification	partial	data entry and printout in a form
	Docketing response record	partial	data entry and printout in a form
	Management of response period	full	
Publication of Unexamined Application	Giving IPC	nil	
	Selecting data for publication	full	
	Data processing for publication	full	
	Publishing	nil	
Search (Reference)	Prior art search	partial	publication reference by IPC
	Making search report	partial	data entry and printout in a form
Examination and Examination Administration	Identifying IPC	nil	
	Revising IPC, if necessary	full	
	Confirming prior art search	partial	publication reference by IPC
	Substantive examination	nil	
	Drafting invitation	partial	data entry for patent register
	Processing notification	partial	data entry for patent register
	Docketing response record	full	
	Managing examination process	full	
Patent Publication	Selecting data for publication	full	
	Data processing for publication	full	
	Publishing	nil	
Registration	Collecting fee	partial	data entry for payment record
	Processing patent register docket	full	
	Issuing patent certificate	nil	
	Renewal of patent right	partial	data entry for patent register
	Transfer of patent right	partial	data entry for patent register
	Cancellation of patent right	partial	data entry for patent register
	Management of term	full	
Opposition	Accepting opposition	nil	
	Giving opposition filing date	partial	data entry and printout in a form
	Collecting fee	partial	data entry and printout in a form
	Management of response period	full	
Library	Safekeeping of application	nil	
	Library docketing list	partial	data entry and printout in a form
	Public inspection	full	
Other Assists by Computer	Reference of application history	full	
	Reference of patent register	full	
	Reference of patent publication	full	
Others	Statistics	full	

**LIST OF NECESSARY MACHINERY AND EQUIPMENT FOR THE PROJECT
(TENTATIVE)**

STEP 1 (Administration Database)

Material Name	Note
Server for Administration Database	Administration Database, Support for Office Work
Software for Administration Database	
Server for Communication	For Communication Control
Software for Communication	
Server for Development	For Development
Software for Development	
Hub	Build up for Local Area Network
Cable	Build up for Local Area Network
Uninterruptible Power Supply(UPS)	For Power Failure
Personal Computer(PC)	Each Division , Input for Bibliographic Data For Development
Software for PC	
Printer	Each Division , Input for Bibliographic Data For Development
Support Software for Office Work	

STEP 2 (Documents Database)

Material Name	Note
Server for Documents data	Examination Database, Support for Search and Reference
Software for Documents Data	
Server for Internet	Acquisition for Documents Information
Software for Internet	
Server for Fire Wall	For Security
Software for Fire Wall	
CD-Changer	Accumulation for Document Information
Router	Build up for Local Area Network
Hub	Build up for Local Area Network
Cable	Build up for Local Area Network
Uninterruptible Power Supply(UPS)	For Power Failure
Personal Computer(PC)	For Examiner , For Search Input for Document , Input for Specification Library
Software for PC	
Image Scanner	Input for Document , Input for Specification
Printer	For Examiner , For Search Input for Document , Input for Specification Library
Support Software for Retrieval	

Construction Environment List by Local Costs

No.	Category	Description
1	Network Equipment	LAN Cable Spread Circuit Connection to outside Work Fees Provider Contract
2	Electronic Equipment	Main Circuit Breaker Sub Circuit Breaker Electronic cable Work Fees Outlet
3	House Equipment	Air Conditioner System Hard Ware location Work Fees Desk, Chair, Book shelves
4	System Running (After Finish Project)	Electronic Fees Articles for Consumption Regular Maintenance Fees Irregular Maintenance Fees Computer Training Fees (If you want training by outside company)

